

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

伊方発電所構内での作業員の負傷について

15. 3. 27  
環境政策課  
(内線2352)

[異常の区分]

国への法律・通達に基づく報告対象事象		有（労働安全衛生法）・ 無 [評価レベル - ]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 ]
異常の概要	発生日時	15年 3月27日14時00分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
	種 類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他

[異常の内容]

3月27日14時45分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 3月27日14時00分頃、協力会社の社員が発電所構内を資材運搬用フォークリフトで走行中、同リフトが横転し、運転者の左足が下敷きとなり負傷した。
- 2 このため、八幡浜市立病院に社用車で搬送した。
- 3 本件は、管理区域外の作業であり放射線被ばくや放射能汚染はない。

その後、四国電力(株)から、次のとおり連絡がありました。

- 負傷者の意識は正常であるが、痛みのため、自力での歩行は困難である。
- 病院の診断では、ひ骨骨折等により6週間の休業加療が必要である。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	<b>運転中 (出力102%)</b> ・ 停止中
	2号機	運転中 (出力 %) ・ <b>停止中</b>
	3号機	<b>運転中 (出力104%)</b> ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		<b>通常値</b> ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		<b>通常値</b> ・ 異常値

## 伊方発電所情報 (お知らせ)

発信年月日	平成15年 3月27日(木) 14時45分	
発信者	伊方発電所 渡辺	
当該機	号機 (定格出力)	<del>1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)</del>
	発生時 状況	<del>1. 出力—MWにて(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中)—</del> <del>2. 第—回—定期検査中</del>
発生状況 概要	設備トラブル・ <u>人身事故</u> ・地震・その他	
	1. 発生日時：3月27日 14時00分頃 2. 場 所： <u>発電所構内EL84M(管理区域外)</u> 3. 状 況： 発電所構内をフォークリフトで走行中、同リフトが横転し、運転者の左足が下敷となり負傷しました。  このため、病院に搬送することとしました。  本件は、管理区域外の作業であり、被ばく汚染はありません。  詳細は、追って連絡します。	
運転状況	1号機： <u>通常運転中</u> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 2号機： <u>通常運転中</u> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 3号機： <u>通常運転中</u> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中	
備 考		



---

[県の公表区分の説明など](#) [周辺環境放射線確認結果](#) [異常発生箇所（系統図）](#)  
[写真](#)

(参考)

1 国への法律・通達に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び大臣通達等に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律・通達に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）以上の被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

**周辺環境放射線調査結果**  
(県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成15年3月27日(木)

(単位：ナグレイ/時)

測定局	時刻	測定値					平常の変動幅 の最大値	
		13:40	13:50	14:00	14:10	14:20	降雨時	降雨時 以外
愛媛県	モニタリングステーション	1.6	1.6	1.6	1.7	1.8	4.1	1.8
	九町モニタリングポスト	5.4	5.5	5.4	5.5	5.5	7.6	6.0
	湊浦モニタリングポスト	4.5	4.5	4.4	4.6	4.6	6.4	5.4
	伊方越 モニタリングポスト	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	-	-
	川永田 モニタリングポスト	2.3	2.4	2.4	2.3	2.4	-	-
	豊之浦 モニタリングポスト	1.2	1.3	1.3	1.2	1.3	-	-
	加周モニタリングポスト	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	-	-
	大成モニタリングポスト	2.4	2.2	2.1	2.2	2.2	-	-
四国電力(株)	モニタリングステーション	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	3.7	1.6
	モニタリングポストNo.1	1.4	1.4	1.5	1.4	1.5	3.9	1.6
	モニタリングポストNo.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	3.9	1.6
	モニタリングポストNo.3	調 整 中					3.9	1.5
	モニタリングポストNo.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	4.0	1.6

※降雨の状況：有・無

伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

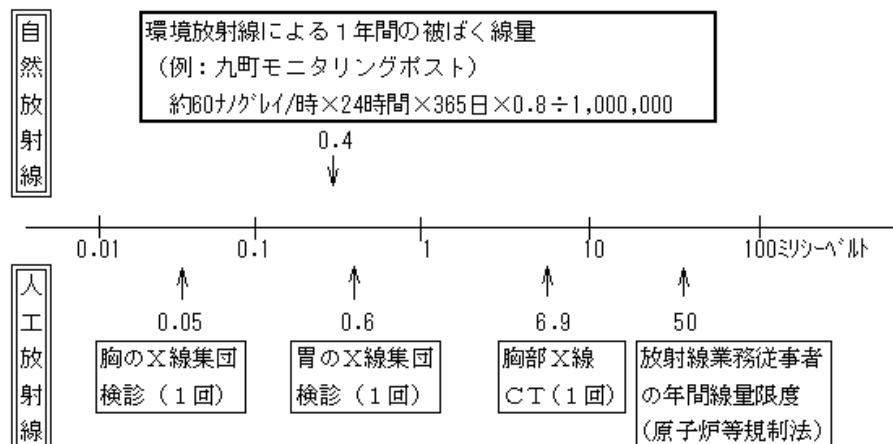
1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間の測定値を統計処理した幅（平均値±標準偏差の3倍）としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

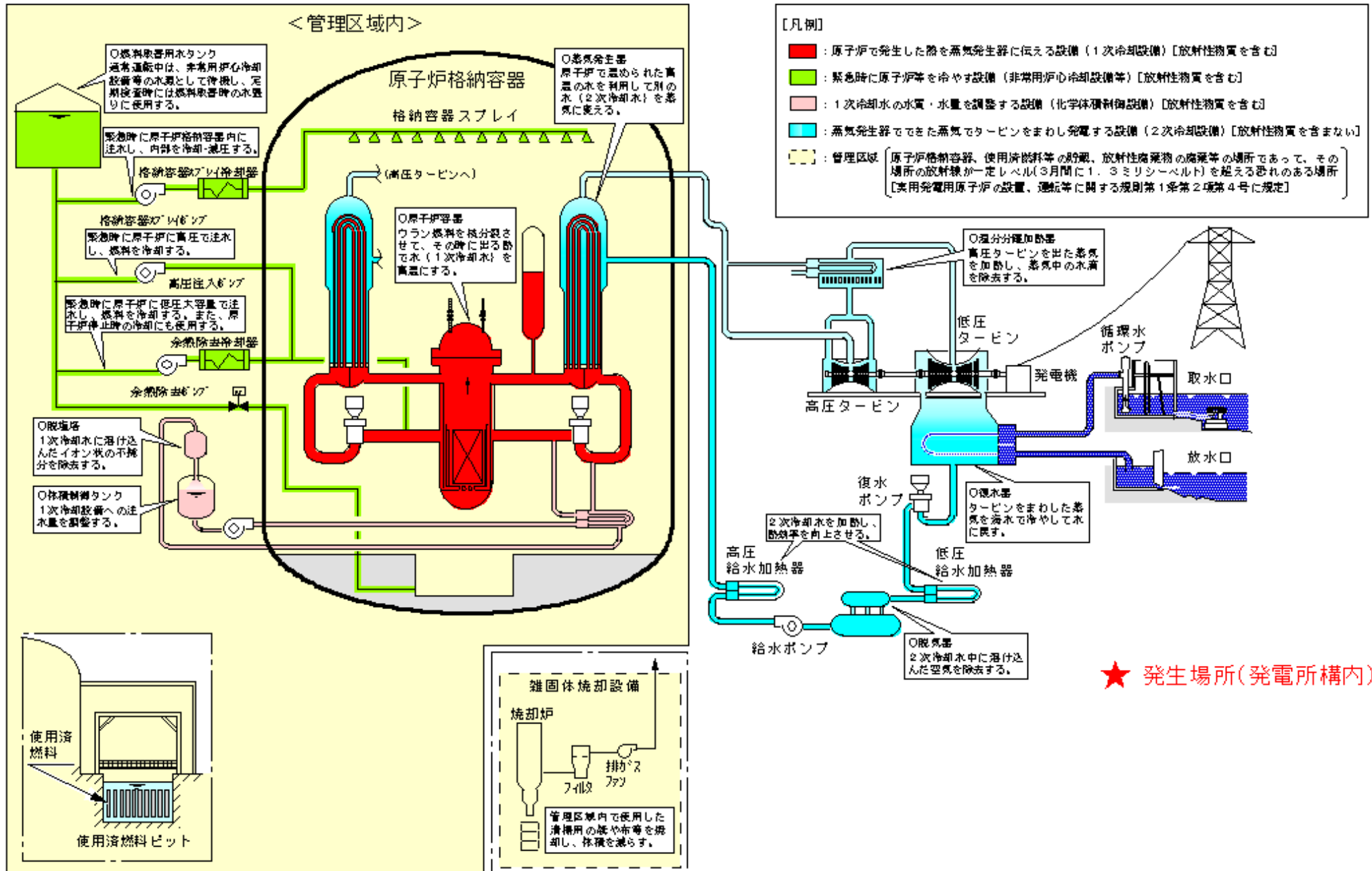
2 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、九町モニタリングポスト（線量率約60ナグレイ/時）付近では、1年間に約0.4ミリシーベルト（ミリはナノの100万倍を表す）の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合とほぼ同じ程度の量です。

(放射線量の例)



# 伊方発電所 基本系統図







転倒現場